

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店または総務部（顧客サポート管理統括部署）で受け付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

大和信用金庫 総務部（顧客サポート管理統括部署）

住 所：奈良県桜井市大字桜井 281-11

T E L：0744-42-9001

F A X：0744-46-2661

受付時間：9:00～17:00（信用金庫営業日）

受付媒体：電話、手紙、面談、ホームページ 等

※お客さまの個人情報
は苦情等の解決を図
るため、またお客さ
まとのお取引を適切
かつ円滑に行うため
に利用いたします。

4. 当金庫のほかに、（社）全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記総務部または本部関係部にご相談ください。

全国しんきん相談所（（社）全国信用金庫協会）

住 所：〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7

T E L：03-3517-5825

受付時間：9:00～17:00（信用金庫営業日）

受付媒体：電話、手紙、面談

5. 奈良弁護士会、東京弁護士会が設置運営する仲裁センター、奈良県消費生活センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、総務部、本部関係部または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会等に直接申し立てていただくことも可能です。

名 称	奈良弁護士会 仲裁センター	東京弁護士会 紛争解決センター	奈良県消費生活センター
住 所	〒630-8237 奈良市中筋町 22-1	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒630-82133 奈良市登大路町 10-1
電話番号	0742-22-2035	03-3581-0031	0742-26-0931
受付日 時 間	月～金（祝日を除く） 9:30～12:00、13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～15:00	月～金（祝日、年末年始除く） 9:00～17:00

6. 投資信託・国債の取り扱いに関する苦情等の申し出並びに紛争の解決を図る手段として、上記全国しんきん相談所の他に、「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター」でも受け付けています。

証券・金融商品あっせん相談センター

住 所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-13

T E L：0120-64-5005

受付時間：9:00～17:00（祝祭日、12/31～1/3 休み）

受付媒体：電話

7. 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

- (1) 営業店および各部署に責任者をおくとともに、総務部（顧客サポート統括部署）がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- (2) 苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署および総務部（顧客サポート統括部署）もしくは本部関係部が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。
- (3) 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続の進行に応じた適切な説明を顧客サポート管理統括部署と連携のうえ本部関係部から行います。
- (4) お客さまからの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
- (5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- (6) お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- (7) 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- (8) 苦情等に対応するため、関連規定等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- (9) お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。
- (10) 苦情等への取組体制

